

会議録

1 関係職員の陳述

本請求の要旨を否認し、本請求を却下又は棄却するとの決定を求める。

2 監査委員から関係職員への質疑

問1 この契約を結ぶこととなった経緯について。特に、不当要求行為として認定した具体的な行為や、その対応に要した時間がどの程度あったのか。

答 経緯について。令和7年7月3日職員から、浜田市不当要求行為等防止対策要綱（以下「要綱」という）第9条第2項に基づき不当要求行為等発生報告書が委員長に提出された。同月16日、委員長の調査指示を受けて実態把握の結果が報告され、8月6日に第1回、8月29日に第2回の委員会を開催し、該当性及び行為者に対する措置を審議。委員会には、公平性と専門的見地の確保のため、要綱第8条第3項に基づき顧問弁護士の参加を求めた。9月11日、審議結果を市長に報告。要綱第10条に基づき、市長が措置を文書による警告と判断。10月14日に委任契約を締結し、警告書送付及び問い合わせ等対応を弁護士事務所に委任した上で10月16日に警告書を送付した。対象の委任契約は、この措置を実施するために締結した。

行為について。1点目は、要綱第4条第2号「長時間にわたる一方的な面会又は電話による対応その他これに類する対応を強要する行為」。令和7年6月4日から8月3日の間に12日間、延べ約14時間32分にわたり、一方的な主張の繰り返しによる電話等の対応を強いられた。2点目は、第4号「特段の事情の変更がないにもかかわらず、当該職員に対して自己の意見を殊更に繰り返し主張し、（中略）回答その他の対応を執拗に要求する行為」。サン・ビレッジ浜田アイススケート場の機能転用については、浜田市議会に説明し、理解を得た上で、令和6年7月8日に市長が方針を決定した。その後、特段の事情の変更がないにもかかわらず、令和7年6月2日から8月21日の間に、20回延べ3時間6分にわたり特定の職員に自己の意見を繰り返し主張し、対応を求めた。

問2 その際、担当職員はどのような応対をしていたのか。

答 職員は質問に答えるように努め、説明はするが納得に至らなかったのではないかと考えている。

問3 契約書及び受任通知の契約について。警告書の送付及び警告書に対する問い合わせ等の対応を弁護士に委任することを決定したのは誰か。

答 市長。要綱第10条において、行為者に対する措置を講ずるのは市長と定められている。事務については、防災安全課が所管している。

問4 その理由を伺う。

答 第1に、法的な専門性。警告書は、記載する事実及び表現の正確性が法的に重要となる。第2に、対応の一貫性。組織として統一された法的整理の下で対応する必要がある。第3に、職員の負担及び安全の確保。第4に、その後の対応に備える必要。初期の段階から弁護士が事実関係を掌握し、一貫して対応できる体制としておくことが適当と判断した。

問5 契約金額の算出根拠は。

答 契約相手方から提示された金額の算出方法の適否を市が判断した上で決定している。算出にあたり、「（旧）第二東京弁護士会報酬会規」を参考としている。

具体的には、同会規の民事事件着手金報酬早見表に当てはめ、着手金は49万円。これに浜田市との法律顧問委任契約による7掛けを行い、さらに相手方の企業努力として重ねて7掛けを行った結果、24万100円（契約金額は税込26万4,110円）。市として、提示された金額は適正と判断している。

問6 7掛けの根拠は何か。

答 相手方と法律顧問委託契約を締結しており、その中に訴訟等の代理人受任条件について報酬規定による額のおおむね70%の額と記載されている。それに準じ7掛けを実施した。

問7 不当要求行為等防止対策委員会への参加費が一人につき1万500円となっているが、積算根拠と金額の妥当性は。

答 積算根拠について。相手方から提示された金額の算出方法の適否を市が判断した上で決定している。契約金額と同様に、「（旧）第二東京弁護士会報酬会規」を参考としている。

具体的には、同会規の日当表において、半日（往復2時間を超え、

4時間まで)の日当3万円以上5万円以下を踏まえ、本委員会の開催予定時間が1時間のため、2時間当たり3万円の半額1万5,000円を基準とし、これに7掛けを行い1万500円とした。委員会は2回開催し、各会に弁護士2名の出席をいただいたことから、税込4万6,200円として計上した。

妥当性は3点。第1に、支出の必要性。市民の行為が要綱の基準に該当するか否かを判断するに当たり、公平性及び客観性を確保するため、外部の法律専門家の関与が必要と委員長が判断した。第2に、単価設定の合理性。今回の単価は「(旧)第二東京弁護士会報酬会規」という客観的な基準を基礎として算定した。また、顧問弁護士契約に基づく報酬の7掛けを反映しており、業務の対価として合理的な水準である。第3に、費用の総額。本件委員会出席にかかる費用の総額は税込4万6,200円であり、審議に要した時間及び内容に照らし相当な範囲である。